

2017年11月5日開催 憲法

最優秀答案（67点）

回答者 YY

設問1

私立学校法59条及び私立学校振興助成法は、憲法（以下、省略）89条に反し違憲であるか。

(1) まず、私立学校は宗教とは関係なく、その助成を行うことは「宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため」(89条前段)にはあたらない。

もっとも、私立学校は教育機関であり、「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業」(89条後段)にあたりうるといえる。

そこで「公の支配」(89条後段)とは、どのような意義か、明文が不明確であり、問題となる。

(2) この点、89条後段の趣旨が、国又は地方公共団体からの助成等により、資金面から組織等の運営が支配され、私立の組織等の自治権が侵害されるのを防止する点にあるとして、「公の支配」とは国又は地方公共団体が当該組織等を実質的に運営している状況であると解することもできる。

しかし、89条後段は、憲法の「第七章 財政」に規定されており、実体的支配の有無を基準に解すべきでなく、また、仮に当該基準によってもその判断は困難といえる。そこで、89条後段の趣旨は、あくまでも公費濫用防止の点にあるといえ、「公の支配」とは、国又は地方公共団体が、組織・団体・事業等に、一定の指揮監督権限を有していることであると解すべきである。これにより、指揮監督下にある組織等への助成は、適正な指揮監督により公費を濫用することはないから、助成する実効性が確保できるのである。

(3) 本件では、私立学校法59条及び私立学校振興助成法は、私立学校に対して必要な助成を行うことを認め、及び私立学校に対する財政援助を具体化する法であるから、私立学校に「公の支配」(89条後段)が及んでいるかどうか、検討する。

まず、私立学校振興助成法（以下、助成法）5条は、各号に該当する大学若しくは高等専門学校に対し、補助金の減額を国が行うことができると規定しているところ、国が補助金の減額を行うにつき決定権限を有しており、国の監督が及んでいるといえる。

次に、助成法6条は、助成法5条の各号に該当して、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができない大学若しくは高等専門学校に対し、国が補助金を交付しないことができると規定しているところ、助成法5条と同様に、国が補助金の交付につき決定権限を有しており、国の監督が及んでいるといえる。

また、助成法12条は、所轄庁は各号の権限を有すると規定しているところ、報告・質問・検査をさせ、是正を命じ、勧告をする権限が所轄庁に付与されているから、所轄庁は私立学校に対し、指揮命令できるといえる。

そして、私立学校法59条は、助成法という「別に法律に定めるところにより」、助成することを認めているから、国又は地方公共団体の指揮監督下に私立学校はあるといえる。

したがって、私立学校に「公の支配」（89条後段）が及んでいるといえる。よって、私立学校に必要な助成を行うことは、89条後段に反しないのであるから、これを規定した、私立学校法59条及び私立学校振興助成法は、89条に反さず、合憲である。

設問2

1. A町が行う無認可の幼稚園に対する補助金の支給は、89条に反し違憲であるか。

2. (1) ここで、本件支給も、無認可の幼稚園に「公の支配」（89条後段）が及んでるならば合憲であるところ、「公の支配」（89条後段）の意味につき、設問1と同様に、国又は地方公共団体が、組織・団体・事業等に、一定の指揮監督権限を有していること、と解する。

(2) 本件では、A町が独自に定めた「A町幼稚園設園奨励費補助金交付要綱」（以下、本件要綱）に基づき、A町が本件支給を行っている。そして、本件要綱においては、成果報告書・予算報告書・決算報告書の提出義務、本件要綱違反の場合には補助金の返済を求めると、が規定されており、無認可の幼稚園であっても、A町の監督下にあったといえる。また、無認可の幼稚園は地方自治法の対象となり、町長の指揮監督（地方自治法157条1項）、監査員による監査対象（地方自治法199条1項）にもなるため、地方公共団体による指揮監督下にあるといえる。

したがって、無認可の幼稚園にも、「公の支配（89条後段）」は及ぶといえる。

(3) これに対し、無認可の幼稚園は、私立学校法及び私立学校振興助成法の適用を受けないことや、本件要綱においても、構成員や人事については指揮監督下になことから、「公の支配（89条後段）」にはあたらない、との反論も想定される。

しかし、89条後段の趣旨は公費濫用防止であるところ、本件要綱及び地方自治法の適用によって、公費の濫用を防止する制度が整えられているといえ、構成員や人事は公費においてあまり重要でない。

(4) したがって、無認可の幼稚園にも、「公の支配」（89条後段）は及ぶといえる。

3. よって、本件支給は、89条に反さず、合憲である。

以上